

事務連絡
令和2年4月2日

各保育所（園）長 様
地域型保育事業者 様

北九州市子ども家庭局
保育課長 大江 晃

**「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について
（第二報）」等について（再周知）**

保育所等における新型コロナウイルス感染症の対応については、令和2年2月26日付事務連絡「「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」等について」において周知させていただきましたが、今般の市内における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、この取扱いについて下記のとおり再度周知させていただきます。

なお、今後の感染者発生状況や政府等の動向等により、この取扱いを変更する必要が生じた場合は、改めてお知らせいたします。

【概要】

- ・子ども等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、治癒するまでの間、登園を避けるよう要請する。
 - ・子ども等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合は、約2週間登園を避けるよう要請する。
 - ・登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が認められる場合には利用を断る。
 - ・保育所等の職員は出勤前に各自で体温を計測し、発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が認められる場合には出勤を行わないこととする。
 - ・新型コロナウイルスに感染した子ども等が発生した場合、当該保育所の臨時休園を要請することがある。（規模・期間については保健所等と協議する）
- ※子ども等：保育所等の子どもや職員

【添付資料】

- （1）厚労省通知「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」
- （2）厚労省通知「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月25日付事務連絡）」
- （3）厚労省通知「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（令和2年2月25日付事務連絡）」